

令和6年度 第12回

みどり市定例教育委員会 会議録

令和7年3月14日 開会

令和7年3月14日 閉会

みどり市教育委員会

令和6年度第12回みどり市定例教育委員会会議録

令和7年3月14日（金曜日）

議事日程

令和7年3月14日（金曜日）午後3時00分開議

- | | | | |
|-----|----|------------|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名委員の指名 | |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 | 3 | 教育長報告 | |
| 日程第 | 4 | 議案第46号 | 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和6年度教育費一般会計補正予算（補正第5号）） |
| 日程第 | 5 | 議案第47号 | 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和7年度教育費一般会計補正予算（補正第1号）） |
| 日程第 | 6 | 議案第48号 | みどり市夢未来奨学金給付条例施行規則の制定について |
| 日程第 | 7 | 議案第49号 | みどり市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 | 8 | 議案第50号 | みどり市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 | 9 | 議案第51号 | みどり市群馬県指定史跡阿左美縄文式文化住居跡保存整備委員会設置規則の制定について |
| 日程第 | 10 | 議案第52号 | 令和6年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定について |
| 日程第 | 11 | 議案第53号 | 令和6年度末みどり市立学校県費負担教職員の管理職人事について |
| 日程第 | 12 | 議案第54号 | 県費負担教職員の訓告等について |
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（5人）

教 育 長	保 志 守		
職務代理者	金 子 祐次郎	委 員	岩 野 ひろみ
委 員	石 戸 悦 史	委 員	小 屋 佳 枝

欠席委員（なし）

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長	金 高 吉 宏	教育総務課長	石 坂 克 広
学校教育課長	神 山 亮 一	社会教育課長	伊佐山 智 史
文化財課長	今 泉 源太郎	富弘美術館事務長	田 口 悦 子

事務局職員出席者

教育総務課長補佐	長 澤 伊知郎	総 務 係 長	鈴 木 なつみ
----------	---------	---------	---------

◎開会・開議

午後２時４５分開会・開議

○教育長 ただいまから、令和６年度第１２回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。

◎日程第１ 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第１、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番３番の岩野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第２ 会期の決定

○教育長 日程第２、会期の決定ですけれども、令和７年３月１４日、本日１日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 御異議なしの声がありましたので、本日１日と決定いたします。

◎日程第３ 教育長報告

○教育長 日程第３、教育長報告を議題といたします。私から報告させていただきます。

２月１８日、第１回みどり市民生委員推薦会がありました。私自身が推薦会委員１３名のうちの１人で、ことしについては、１２月１日に一斉の改選期を迎えるということで、選任の基本方針についてや、推薦方法及び手順について協議を行いました。

同日午後、群馬県特別支援教育総合推進事業第２回運営会議に出席させていただきました。現在、第３期群馬県特別支援教育推進計画が実施されているところですが、年度末を迎えるに当たって、概要、整備状況、計画管理などについて、報告、協議をさせていただきました。

同日の、公益社団法人桐生法人会新春講演会・賀詞交歓会については欠席させていただきました。

１９日、議会定例会がありました。２月２６日、２７日、２８日、そして３月５日、６日ということで、２６日から２８日までは、一般質問を受け付けました。今回については、一般質問は１０人の議員さんが質問されました。そのうち６人の方が、教育にかかわる質問をされました。そして３月５日については総括質疑が行われました。子供、子育てにかかわる質問をするような場面が多く見られました。

同日と２０日、２１日に、市長、副市長への一般質問答弁書事前説明がありました。私もヒアリング者として出席させていただきました。

２０日、校長面談があり、人事評価の面談をさせていただきました。各学校の校長先生と話をした中で、人事ヒアリングも兼ねておりましたので、それぞれ３０分程度の時間を費やして、お話を聞かせていただきました。

２４日、第１９回みどり市生涯学習大会がありました。委員の皆さんにも御出席いただきありがと

うございました。日程とすると、教育委員会表彰があり、こちらについては2人の方の表彰をさせていただきました。国内の大会ですばらしい成績をおさめたお二人ということで、1人は中学1年生で、ロボコンの全国大会で優勝された方です。そしてもう1人は、市内の学校に勤めていただいている教諭で、ピアノコンクールで入賞したということで表彰をさせていただきました。続いて、活動発表については、東町でハンドベルの活動をされているエンジェルベルの方々にすばらしい演奏を披露いただきました。基調講演については、坂本九さんの娘さんでいらっしゃいます歌手の大島花子さんに、「うつくしい、命」という演題で講演をいただきました。そして、すばらしい歌声を聞かせていただきました。

25日、みどり市表彰審査委員会がありました。今回については内申数が、功労者表彰が31件、そして善行者表彰が28件ありました。

同日、みどり市職員表彰の審査会が行われました。こちらにも多数の内申者が出ましたが、教育部からは、文化財課が相澤忠洋氏の資料の国・県登録有形文化財登録に尽力をしたということで推薦させていただきました。もう一つ、大間々学校給食センターについても、すぐれた衛生管理そして栄養管理ということで文部科学大臣賞を受賞しましたので、推薦させていただきました。

26日、みどり市立学校適正規模適正配置基本方針に関する住民説明会が行われました。3日間に分かれて、笠懸町、大間々町、東町ということで実施しました。大間々町については5日、東町については7日に行われました。それぞれの地域にかかわる内容の質問等をいただき、貴重な住民説明会をさせていただきましたので、この基本方針に基づいて、地域の検討委員会を立ち上げるような動きになります。

27日、定例校長会については、議会がございましたので欠席させていただきました。

3月2日、桐生市・みどり市文化協会連合会文化祭がありました。舞台部門の最初に御挨拶をさせていただきました。同時に展示部門も開催されておりましたが、こちらについては2月28日からすでに開催されており、場所は笠懸公民館で行われていました。こちらについては約150点ほどの作品が出展され、私も拝見させていただきましたが、力作ぞろいですばらしい作品の数々でした。舞台部門については、グンエイホールP A Lで行われました。11団体、120名ほどの参加者がありました。桐生、みどりの広域でこの活動が歴史ある活動として続けられているところで、隔年で会場が回ってきますが、また2年後にはみどり市で盛大に開催できるとよいと思います。

4日、定例部長会議が開催されました。教育部からの案件はありませんでした。

5日、大間々地区のみどり市立学校適正規模適正配置基本方針に関する住民説明会が行われました。

7日、予算特別委員会がありました。教育部については3月11日でしたが、数多くの質問をいただき、説明、答弁に2時間ほどかかりました。

同日、東町のみどり市立学校適正規模適正配置基本方針に関する住民説明会が行われました。

8日、第10回東の風中学生剣道大会がありました。こちらについては、サンレイク草木の改修工事が始まりましたので、宿泊施設に不便があるという部分を考慮いたしまして、今回会場は桐生大学

グリーンアリーナで実施されました。今までの東の社会体育館よりも広いところでしたので、男女それぞれ89チーム参加されていましたが、保護者等も含めると600人くらい集まり、盛大に開催されました。日本全国から、北は山形、西からは三重、大阪、京都から集まっていました。その半分ぐらいが全国大会に出るような強豪チームなので、ここで優勝したところがまた全国でも優勝するという状況で、県内で何チームも参加しましたが、みどり市からの参加はありませんでした。一番近かったのは藪塚中学校でした。みどり市の剣道部も参加できるとよいと思いました。

同日、みどり市公民館大会がありました。今回については、「デジタル化で公民館の『つ・ま・む』はどうか？」ということで、つどう、まなぶ、むすぶについて、デジタル化が全国的規模で進んでいるところですが、それを生かす先進的な取り組みということで、石川県能美市の実践例を紹介していただきました。みどり市も同じ規模でもあり、参考になるお話をたくさんいただきました。

13日、笠懸中学校卒業式に出席させていただきました。協議会の冒頭で挨拶の中でお話ししたとおりですので、省略いたします。

私からは以上です。教育長報告について、何かございますか。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 御質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

◎日程第4 議案第46号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和6年度教育費一般会計補正予算（補正第5号））

○教育長 続きまして、日程第4、議案第46号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和6年度教育費一般会計補正予算（補正第5号））を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何か御質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 御質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第4、議案第46号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和6年度教育費一般会計補正予算（補正第5号））、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第5 議案第47号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和7年度教育費一般会計補正予算（補正第1号））

○教育長 続きまして、日程第5、議案第47号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和7年度教育費一般会計補正予算（補正第1号））を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何か御質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 御質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第5、議案第47号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和7年度教育費一般会計補正予算（補正第1号））、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第6 議案第48号 みどり市夢未来奨学金給付条例施行規則の制定について

○教育長 続きまして、日程第6、議案第48号、みどり市夢未来奨学金給付条例施行規則の制定についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何か御質疑があればお願いいたします。

○委員 第2条は1項しか記載されていませんが、第5条の（1）で「第2条第2項に規定する」となっており、2項は何になるのかというのと、第6条第2項で、条例第7条第2項の規定により奨学生が死亡した場合の届出書とありますが、第7条第2項は、奨学金の支給を停止して再び開始したと

きは、という内容になっていて、意味が合っていないのではないかと思いますのですが、そこを教えてほしいのと、第9条に成果等の報告とあり、給付金の趣旨にのっとり得た成果等を市長に報告しなければいけないという文面になっていますが、具体的な例があったら教えていただきたいと思います。

○教育総務課長 前半のご質問については、先月審議をいただいた条例に規定した内容を施行していくための施行規則であり、今回は条例とは別で定めるものになります。

○委員 条例の施行規則なのですね。わかりました。ここの部分は、条例の条文を読まないといけないわけですね。

○教育総務課長 この整合を図るためには、条例と対比しながら見る必要があります。

○委員 成果等の報告について、教えてもらってもよろしいでしょうか。

○教育総務課長 4年間なり6年間、給付型の奨学金を受けて活動した成果や結果としてこういうことにつながりましたということ、プレゼン等、どのような形で報告いただくかというところはこれから検討が必要ですが、例えばプロサッカー選手になることができましたとか、プロの実業団に所属することができましたとか、大学で経験をいろいろ積んだ中でさらに研究を進めることになりましたとか、さまざまな成果が考えられるとは思いますが、そういったことを市長に報告し、その中でみどり市にどのような貢献をしていただけるのかを示していただきたいという趣旨で、報告を求めることとさせていただいています。

○委員 今回新たに給付型奨学金ができましたが、これまでやってきた貸与型も含めて、奨学金の予算措置は教育委員会が担当するということによろしいでしょうか。教育費として動かしていくところと同じになるのでしょうか。

○教育総務課長 予算のくくりでは、10款の教育費の中で予算措置はさせていただいておりますが、執行機関が分かれる中で、奨学金につきましては、大学や専門学校に係る教育ということで、市長部局の事務に分類されます。そのため、申請の届出や報告は市長宛に出すような流れになります。そういった部分も含めると市長部局の事務という中で実施させていただきますが、教育の一環として、教育委員会で市長部局の事務を補助執行しているという意味合いで事務を進めていきます。

○委員 市長部局と教育委員会が連携しながら動いていくということであれば、規則の議決も教育委員会でしているということはよく理解できるのですが、市長部局に移って予算計上していくとなると、これは教育委員会から離れた仕事になるのではと思ったものですから、確認させていただきました。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 御質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第6、議案第48号、みどり市夢未来奨学金給付条例施行規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第７ 議案第４９号 みどり市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 続きまして、日程第７、議案第４９号、みどり市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何か御質疑があればお願いいたします。

○委員 １４ページに現行と改正後（案）の新旧対照表があり、一番上の貸与の申請の３行目の、改正後（案）は「申請」という言葉を使っていて、現行の方は「提出」という言葉を使っていますが、この言葉の使い分けで、言葉の奥にある現実的な作業の違いをわかりやすく説明していただきたいと思います。

○教育総務課長 今回新たに給付型の奨学金の条例を作らせていただいたとき、またこの規則も関係するのですが、給付型の条例では、「申請」という言葉を使っております。それに伴いまして、こちらは「提出」ということではなくて、そちらの条例と文言を統一した形でこちらも改正しました。提出書ではなくて申請書という形で書類の申請をいただく形になっている部分もありまして、今回の条例改正に合わせて表現を変えさせていただきました。

○委員 現行では、貸与型の申請については教育委員会が協議をして原案を作成し、本会議で決定するという流れだったと思いますが、そのあたりを言葉の違いで使い分けているのかと思ったのですが、そこまでの意味はないということですか。

○教育総務課長 はい。そのとおりです。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 御質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第７、議案第４９号、みどり市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第 8 議案第 5 0 号 みどり市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 続きまして、日程第 8、議案第 5 0 号、みどり市公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何か御質疑があればお願いいたします。

○委員 様式としては、東公民館のことですね。

○社会教育課長 はい。

○委員 ここには出てきていませんが、規則の中に東公民館というのは示されているのでしょうか。

○社会教育課長 様式その 4 が東公民館の申請書の様式となっています。

○教育長 他の公民館の利用施設欄も上階からの順になっているのでしょうか。

○社会教育課長 ほかの施設は上から 1 階、2 階、3 階という順になっています。東公民館はメインとなるのが 3 階で、2 階は調理室のみ、1 階は東支所となりますので、3 階を上段にさせていただきました。

○委員 今回の改正で、利用人数の男性と女性の欄なくなっていますが、ほかの公民館も同様になっているのでしょうか。

○社会教育課長 ほかの施設につきまして、申請書様式は、男女という表現になっていますが、実際の書類では、男女の表記はしていません。今回、東公民館の様式変更がありましたので、現状に合わせて改正を行いました。ほかの公民館につきましては、今後の改正等に合わせて、現状に合った形に修正したいと考えております。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 御質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第 8、議案第 5 0 号、みどり市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第 9 議案第 5 1 号 みどり市群馬県指定史跡阿左美縄文式文化住居跡保存整備委員会設置規則の制定について

○教育長 続きまして、日程第9、議案第51号、みどり市群馬県指定史跡阿左美縄文式文化住居跡保存整備委員会設置規則の制定についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、文化財課長より内容説明をお願いいたします。

〔文化財課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何か御質疑があればお願いいたします。

○委員 附則2に「調査審議が終了したときは、速やかに、廃止するものとする」とありますが、委員会自体がなくなるということによろしいでしょうか。

○文化財課長 はい。一通り設計が完了すれば、その段階で委員会は終わることになります。

○委員 予定としては、令和10年度の整備工事が終了した時点で終わるということによろしいですか。

○文化財課長 はい。

○委員 令和8年度以降の事業は、文化財保存事業費補助金を一部財源に見込むとありますが、どのぐらいの金額の補助が見込めるのでしょうか。

○文化財課長 こちらに関しては、事業費の2分の1を県から補助いただく方向で進めていきたいと思います。

○委員 サマーレビューとはどういうものですか。

○文化財課長 翌年度の新たな事業や大きな事業など、予算を必要とする事業等について、夏頃までに方針を決めて教育委員会でまとめたうえで、市長、副市長に諮って施策の説明を行うものです。

○委員 構成員に3区の区長とありますが、毎年新しく変わっていくことも見越しているのでしょうか。

○文化財課長 笠懸地区の区長については、次の区長に引き継いでいただく形になります。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 御質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第9、議案第51号、みどり市群馬県指定史跡阿左美縄文式文化住居跡保存整備委員会設置規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第10 議案第52号 令和6年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定について

○教育長 続きまして、日程第１０、議案第５２号、令和６年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何か御質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 御質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第１０、議案第５２号、令和６年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第１１ 議案第５３号 令和６年度末みどり市立学校県費負担教職員の管理職人事について

○教育長 続きまして、日程第１１、議案第５３号、令和６年度末みどり市立学校県費負担教職員の管理職人事についてを議題といたします。

これについては非公開（秘密会議）といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 御異議なしの声がありましたので、日程第１１、議案第５３号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。担当課以外の課長は退室をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

審 議 〔非公開により未記載〕

◎日程第１２ 議案第５４号 県費負担教職員の訓告等について

○教育長 続きまして、日程第１２、議案第５４号、県費負担教職員の訓告等についてを議題といたします。

これについては非公開（秘密会議）といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 御異議なしの声がありましたので、日程第12、議案第54号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。

————— 審 議 [非公開により未記載] —————

[担当課以外 入室]

—————◇—————

◎閉 会

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後4時36分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 保 志 守

教育委員会教育委員 岩 野 ひろみ